令和4年4月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和4年4月21日

春日部市教育委員会

I 期 日 令和4年4月21日 木曜日

Ⅱ 場 所 春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール

Ⅲ 開 会 13時35分 Ⅳ 閉 会 13時51分

V 教育長及び出席委員

教育長鎌田亨教育長職務代理者水沼章文委員金森良泰委員岡田新司委員秋山早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長中島 拓学校教育部学務指導担当部長舘野 俊之学校教育部次長兼学校総務課長篠原 直樹学校教育部学務指導担当次長兼指導課長大野 明彦施設課長金子 恵訓学務課長柴山 伸之

【社会教育部】

社会教育部長 社会教育部次長兼社会教育課長 神谷 司

社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼

視聴覚センター所長木舟 宏美文化財保護課長中野 達也スポーツ推進課長清水 一男中央公民館事業担当課長隅田松千代

VII 書記

 学校総務課
 総務担当主幹
 林
 亮平

 学校総務課
 総務担当主査
 伊藤
 知子

VⅢ 署名委員の指名

水沼委員

IX 会議に附した議案

議案第14号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について

報告事項

報告第10号 春日部市学校施設長寿命化整備検討委員会要綱の制定について

報告第11号 春日部市学校給食費補助金交付要綱の制定について

報告第12号 春日部市社会教育委会議提言書について

報告第13号 春日部市生涯学習市民推進委員の委嘱について

報告第14号 春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱

の制定について

X 議題及び議事の大要

鎌田教育長

それでは、ただいまから4月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回会議録(案)については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録(案)のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録(案)は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいてください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第14号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について を議題とし、説明を求めます。中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第 14 号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱につきまして、その 提案理由および内容について説明申し上げます。お手元の議案書1ページをご覧くださ い。

提案理由でございますが、春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員に欠員が生じましたので、春日部市文化財保存活用地域計画協議会条例第3条の規定に基づき、委員を委嘱したく提案をするものでございます。

当協議会の所掌事務ですが、条例第2条で、文化財保存活用地域計画の作成及び変更ならびに実施に関する事項を協議するものとし、令和3年度から計画作成に取組んでいるところでございます。また、条例3条第2項により、委員は10人以内をもって組織し、文化財所有者、学識経験者、市内各種団体を代表する者など、多様な領域で委員を構成しております。

続きまして議案書2ページをご覧ください。候補者名簿を掲載しております。この度、 欠員が生じました市内各種団体を代表する者として、一般社団法人 春日部市観光協会の 今泉まさかず様を候補者とするものでございます。

なお、任期につきましては、文化財保存活用地域計画協議会条例第4条に基づき、前任者の残任期間となります、令和4年4月21日から令和5年6月30日とするものでございます。以上、よろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第14号 春日部市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。

よって、議案第14号は、原案どおり可決と決しました。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第9号 行政財産の用途変更についてを議題とし、説明を求めます。篠 原課長、お願いします。

篠原学校総務課長

報告第9号 行政財産の用途変更について、報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。こちらにつきましては、令和3年11月定例教育委員会にて承認をいただきました、春日部市立中野小学校の用途変更について、春日部市長と協議した結果、承諾の旨回答があったものでございます。

今後の手続きにつきましては、令和4年6月より用地測量を実施し、令和4年9月から、令和5年8月までに復旧を予定しております。

その後、令和5年11月までに教室に改修し、原状回復を行っていただいた後、令和5年12月31日までに引継ぎを行い、令和6年度より学校施設として利用できるよう準備を進めてまいります。以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

「「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第10号 春日部市学校施設長寿命化整備検討委員会要綱の制定についてを 議題とし、説明を求めます。金子課長、お願いします。

金子施設課長

報告番号第10号 春日部市学校施設長寿命化整備検討委員会要綱の制定について、報告いたします。

当要綱は、学校施設の長寿命化整備について検討委員会を設置し、具体的な整備方法などの調査、検討及び意見調整をするため、制定したものでございます。

委員会組織は、学校教育部長を委員長とし、副委員長には学校教育部学務指導担当部長 を、そのほか、関連部局の課長及び所長の9名で構成します。

なお、令和4年度におきましては、葛飾中学校の長寿命化整備基本計画の策定について、調査審議を進めてまいります。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

次に、報告第11号 春日部市学校給食費補助金交付要綱の制定についてを議題とし、 説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第11号 春日部市学校給食費補助金交付要綱の制定について、報告いたします。 議案書8ページをご覧ください。

本補助金は、子育て環境の更なる充実を図るため、多子世帯に対する学校給食費の補助を行うものとして、令和3年度に制定しました旧要綱を1年間運用してきた中で、より制度を明確化するとともに、記入しやすい様式への変更や全庁的な押印の見直しなどを行い、新たに制定し直したものです。

次に、旧要綱からの、主な、改正箇所について説明申し上げます。議案書9ページをご 覧ください。

はじめに、第2条第3号でございます。旧要綱においても「国又は地方公共団体の負担において学校給食に係る扶助を受けていないこと」とありましたが、実際には特別支援教育の就学奨励費〈約1/2の額が補助対象〉など一部補助を受けている事例もございました。この場合、要綱の定めのほか運用に基づき、その差額分について補助しておりましたが、より市民の皆様にもわかりやすくするため、「ただし、学校給食費の全額を扶助されていない場合は、この限りではない」と追記いたしました。

続いて、第3条2項の又は以降に「第3子以降の児童生徒が在籍する市立学校において 学校給食の提供を受けていない場合にあっては」の文言を追加しております。これは第3 子以降の子が不登校などにより給食費が発生しない場合においても、第2子の給食費に対 して補助をしておりましたが、それを明文化したものでございます。

この他、様式の変更等含めて改正をおこなっております。なお、この要綱は、令和4年 4月1日から施行しております。報告第11号につきましては、以上でございます。

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第12号 春日部市社会教育委員会議提言書についてを議題とし、説明を求めます。神谷課長、お願いします。

神谷社会教育課長

報告第12号 春日部市社会教育委員会議提言書について、報告いたします。議案書18ページ及びお手元にお配りしております別冊の提言書をご覧ください。

本提言書は、春日部市における社会教育の現状を調査し、地域活性化につながる社会教育のあり方について、15名の社会教育委員が令和2年度から2年間に渡り検討を重ね、 その成果をまとめたものでございます。

初めに、提言の概要について説明いたします。提言書の表紙をめくっていただき、目次をご覧ください。本提言は、「第1章 社会教育事業の現状」及び「第2章 地域活性化につながる社会教育について」の2章建てで構成されております。

2ページをご覧ください。第1章では、(社会教育事業の現状として)「地区別人口の 状況」や、(4ページから7ページにかけて)「社会教育事業の現状」について、統計的 なデータに基づく人口の比率や、社会教育事業の対象者や分野、連携の相手方や情報提供 の状況を整理・集約し、8ページに地区ごとの傾向として、まとめております。

次に、9ページをご覧ください。第2章(地域活性化につながる社会教育について)では、社会教育事業において活用可能と考えられる「春日部市の地域資源」について、9ページから14ページまで、地区や大学・企業等に区分・整理しております。

また、15ページ以降は、(地域活性化につながる社会教育として)社会教育を地域活性化につなげるために、「郷土愛の醸成」、「多様な連携・協働の推進」、「ICT(情報通信技術)等の活用」、「SDGs(持続可能な開発目標)を意識した事業展開」の4つの視点から、今後の社会教育のあり方について、まとめたものとなっております。

今後につきましては、この提言の内容を関係機関や、市内小・中・義務教育学校、市民 等へ周知を図るとともに、「地域活性化につながる社会教育」を目指すための貴重な資料 として活用し、社会教育のさらなる充実と発展に活かしてまいりたいと考えております。 報告第12号につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

次に、報告第13号 春日部市生涯学習市民推進員の委嘱についてを議題とし、説明を 求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟生涯学習推進担当課長

報告第13号 春日部市生涯学習市民推進員の委嘱につきまして、報告いたします。議案書19ページをご覧ください。春日部市生涯学習市民推進員要綱に基づきまして、20ページの名簿に記載の方々に委嘱したものでございます。

委員の構成につきましては、各地区公民館長の推薦による方が16人、一般公募7人の計23人でございます。任期は、令和4年4月1日からの2年間でございます。

主な活動内容といたしましては、生涯学習関連施策の推進に関すること、生涯学習情報の収集、提供に関すること、生涯学習事業の企画、運営及び啓発に関すること、などでございます。報告第13号につきましては以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第14号 春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収 要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。隅田課長、お願いします。

隅田中央公民館事業担当課長

報告第14号 春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱の制定について、報告いたします。議案書21ページをご覧ください。

はじめに、制定理由でございますが、押印文書等の見直し方針に基づき、これまでの春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱を廃止し、新たに春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱を制定したものでございます。次に、変更となった主な内容について説明申し上げます。議案書25ページをご覧ください。要綱第5条第2項の規定にもとづき、別記様式2号 印刷機等実費処理簿 並びに26ページの様式3号 私用通話使用簿 表中の「領収担当印」の欄を削除したものです。附則につきましては、施行期日を令和4年4月1日からとするものでございます。報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

他に質問等が無いようでしたら、以上で報告を終了します。それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

5月定例会につきましては、5月17日、火曜日、午後1時30分から、教育センター 2階視聴覚ホールでの開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、4月定例教育委員会を閉会いたします。